

# 東京府代用兒童研究所開設

東京府社會課囑託 武 田 眞 量

大正六年迄は、感化院へ兒童を入院させる時には、警察所、區役所、市町村長の入院具申書についてある調書に依つて、大體其の子供の經歷や性行を、東京府の掛りの者がしらべて、適當と思つた子供を感化院へ送つて居りました。

かう云ふ方法で入院させた場合に、精神薄弱兒童や精神病の疑ひのある兒童などが、まざつて入院して來ますので、従つて、感化に於ける教育、取扱ひなどの上に、非常な不便を感じたことが多くなりました。

この點を心配して、大正六年に、東京府兒童鑑別委員(精神薄弱兒童の識別には、多年其の方の研究をして居られる瀧の川學園の石井亮一氏にこれを擔任して頂き、精神病兒童の方には警視廳技師醫學士松井董氏に、兒童心理一般を御覽下さるのは高島平三郎氏に、擔任して頂いて居ります。)なるものを設けて、一週一回、東京市の兒童保護所に於て、鑑別委

員會を開きまして、心身の兩方面から、異常性を有するや否やを識別した上で、適當と認められた兒童を感化院へ入院させる事に致しました。

然しながら、兒童を理解する爲には、單に心身の状態を観察するだけでは、不十分な事は勿論でありまして、其の家庭に於ける生活状態が學校の成績、出席、素行の状態、職業に就いてゐる子供は就職先の勤め振り、住居、其他友人、親類等、物的及心的環境の經過と現状とを、詳細に知る必要があります。

かう云ふ事の調査を、一人／＼の兒童に就いて行ふ必要上、大正九年四月に、東京府兒童保護員と云ふものを置く事になりました。(兒童保護員は、男女合せて三十一名)この保護員は、單に感化院に入院を必要と認められた兒童に限らず、幼乳兒の保護から、小學校の長期缺席から、浮浪及び不良性を持つた兒童や、親類、知己から顧みられぬ兒童、虐待さ

れてゐる児童等、すべて、社會的に保護を必要と認められる児童の状況の調査と、保護方法の考案及び其の實行をする事を職業として居ります。

是等の児童の保護上に、精神及び身體の状態を知る必要がある子供が、日を逐うて増加して參りました。是等の児童を審査するのに、鑑別會を利用して居りましたのが、其の設備が不充分であるに加へて研究者と児童は全然別所に居住し、児童當時の状態を観察するのに、ことさらに不便を感じて居りました。

この點にかんがみる所があつて、大正十年度に（即ち舊臘十二月）、東京府は、瀧の川學園と協議し、児童研究所を新設する事に致しました。この児童研究所は、保護者の申出に依りて、定められた調査をなさしめて、申込の順によりて、無料で児童の精神鑑定を致します。もし児童當時の状態を詳細に調べる必要のある時は、新しく附設した收容所に收容して、石井亮一氏が主として其の研究に従事される事になつて居ります。

かうして研究した結果、定つた子供は、出来るだけ最も適當な保護施設に收容を紹介し、或ひは、家

庭の人、學校の先生等、児童の保護教養に關係ある方々に、研究の結果、最も合理的と考へられる保護の方法をお話して、御參考に供する事と致して居ります。

左に児童に關する調査をする時には、如何なる詳細な項目にあつてするか、二三の例をお話して見ます。

「児童の家庭教育に關する両親の態度」の調査、

一、児童の身體に關して醫者等に相談したことはないか、あれば内容如何、

二、児童が重い病氣、怪我等をしたことはないか、

其の處置に手後したと氣付いたことはないか、

三、児童に對して片身うらみのことはないか、偏愛偏憎の癖はないか。

四、児童に對して八つ當りのことをしたことはないか

五、児童の所へ友人が遊びに来るか、年下の者か、年上の者か、其の時は如何云ふ風に接待するか

六、児童の發育中に他の児童の發育と異て居ると思ふ點に氣が付いたことはないか、其の内容。

七、児童が物をねだつた時其れが出来ない時に如

何云ふ風に取扱つたか。

八、子供を叱る時に如何んな仕方をするか

九、児童が虚偽を構へた時如何に其れを指導をするか

一〇、活動寫眞、寄席、芝居等に小供をつれて行くか、其の後其の内容を指導するか

一一、學校へ行く様になつてから教育上の指導に付て他に相談したことがあるか

一二、成績の善かつた時、悪かつた時、児童を如何云ふ風に取扱つたか、

一三、児童を他の用事のために學校を休ませたことがあるか

一四、児童の學校用品の始末に付て如何云ふ風に指導するか

一五、日誌を付けさせるか、何時頃から。

一六、學校の始まる時間、終る時間をしらべてあるか

一七、學校へ出かける時、學校より歸る時が、始業時間と終業時間に不調和なことはなかつたか、其の時の處置如何

一八、學校の時間割をしらべてあるか、

一九、學校の父兄會に出席するか、

二〇、児童の出席狀況、操行、成績をしらべて行つたか。

二一、児童が教師の蔭口を云ふことはないか、其の時の處置如何

二二、児童に向つて教師の蔭口を云つたことはないか。

二三、児童をきびしくそだてたか、甘くそだてたか。

二四、児童の歸宅後、其の日學んだことの大體を毎日きくか。

二五、放課後児童に何か仕事をさせるか（内職的なもの）。

二六、起牀、就牀をどんな風に定めて居るか、食事時間は定めてあるか。

二七、児童の復習豫習の時間をきめてをくか、如何んな風に。

二八、児童の復習豫習の時間 他の用事のために使用せしめたことはないか。

二九、児童と両親（児童の）とは食を共にするか。  
三〇、児童と父母が一所に居る時、如何んな話題

を主に選ぶか。

三一、児童に小使錢を渡すか、特別な時か、毎日か。

三二、小使錢の用途を尋ねるか。

三三、貯金をさせるか、何時頃から。

三四、児童に家事の手傳をさせるか、如何なる部分に分擔させるか。

三五、將來児童を何にしようと思ふか。

兩親の過去に關する調査

一、非常に重い病氣に罹つたことはないか。

二、刑事問題に觸れたことはないか。

三、何か宗教若は修身道德上の話のある時に參列したことがあるか。

四、平常の趣味は何か。

五、結婚前後の職業は何か。

六、初婚か、再婚ならば先妻と別れた時の事情。

七、職業を代へたことはないか、其の期間及び理由。

八、住所の變遷殊に上京したならば、其の時機、

動機、上京後の方針。

九、妊娠中に何か變つた事があつて心配したこと

はないか。

一〇、受胎期に酒を飲んだか。

一一、妊娠中も仕事を續けたか、出産期何ヶ月頃から仕事を休んだか。

一二、兩親はあるか、なければ何時離れたか。

一三、兩親の下で何歳迄育つたか。

一四、兩親と別れた時の事情はどんなか。

一五、兩親とは和合してゐたか、其の時既に子供は居たか。

一六、兄弟はあつたか、其の間は和合してゐたか。

一七、友人はあるか、長く交際してゐるか。

一八、隣人同志の間は圓滿に行つてゐるか。

一九、主人に仕へたことがあるか、其の間は如何云ふ風であつたか。

現在の家庭狀況に關する兩親の意見

一、家庭の事で非常に心配なことはないか。

二、兩親(子供の)は今の家庭狀況に満足して居るか、否らずんば如何風になればよいと思ふか、其の實現方法は如何すればよいと思ふか。

三、家内揃つて遊ぶ様なことを度々するか、如何んな遊びか。

四、家族として互ひに守るべき約束があるか。

長期缺席児童及び中途退學兒に關する特別調査

一、児童の身體に何の異狀があるか、あれば其の内容。

二、児童の精神發達狀態に異常があるか、あれば其の内容。

三、何か校友と一致し難い様な性質を有するか、あれば其の内容。

四、學校で不都合な行爲でもあるか、あれば其の内容。

五、長缺席又は中途退學を始めた前の出席振はどうか長く缺席するか、短時づゝ休むか。

六、前項の場合の主なる理由如何。

七、家計狀況は児童を學校に出せぬ程度であるか  
家計狀況の内容如何。

八、長缺、又は中退を始めた時の期節は何時頃か。

九、學校を退く時の直接理由は何か。

一〇、他の子供の一般に有する品物で何か缺けたものがあるか。

一一、家庭に病人があるか、あれば何誰でいかなる病氣か。

一二、學校へ通つてをる時の服裝等に他の児童と非常に劣つてをる様なことはないか。

一三、職業を如何なる方針で選んだか、現在の職業を適當と認めた理由。

一四、職業には通ふのか、とまりこみか、通ふのならば何時に出て何時にかへるか。

一五、職業に付ける時に何か條件があつたか、児童の通學に付ては如何。

一六、児童の通學に付て條件付のとき、其の履行に付ての家庭態度如何。

一七、児童の通學中に保護者は通學を如何なる風に奨勵したか。

一八、児童を通學させるのに世話がやけるか。